

平成 29 年（ヨ）第 2 号 玄海原発再稼働禁止仮処分申立事件

債権者 長谷川 照 ほか

債務者 九州電力株式会社

## 補充書面 33

### 債務者準備書面 12 への反論（免震重要棟がないこと）

2017（平成29）年10月30日

佐賀地方裁判所 民事部御中

債権者ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 田 上 普 一

外

## 第1 はじめに

債権者らは、補充書面 25 において、債務者が本件原発にコストを理由に免震重要棟を設置しなかったこと、このことが設置許可基準規則等原子力規制法令の趣旨にも反しており、耐震安全性を追求することには意味がないことを主張していた。

これに対し、債務者は、債権者らが独自の解釈をしているとして、耐震安全性を確認していることなどを主張する（債務者準備書面 12・17 頁以下）。

債務者の主張は従前の主張に固執した繰り返しに過ぎないが、以下、念のためその誤りについて述べる。

## 第2 債務者の主張の誤り

### 1 設置許可基準規則の解釈について

債権者ら補充書面 25 でも述べたとおり、緊急時対策所は、大規模な災害が発生し、中央制御室が機能しなくなった場合の指揮所となるものである。

かかる指揮所が要求された経緯については、債権者ら補充書面 12 で明らかにしたとおり、新潟県中越沖地震や福島第一原発事故の教訓を踏まえたものである。ここでは、福島第一原発事故について国会事故調査報告書が述べている部分を再度引用する（甲 A1 号証・184 頁<sup>1</sup>）。

#### 免震重要棟の果たした役割

結果的に原子炉事故への進展を食い止められた福島第一原発 5、6 号機や福島第二原発、女川原発、東海第二原発においても、それぞれにおける被災直後の与条件、すなわち、電源系統や最終ヒートシンクの損壊状況、敷地内及び建屋内への浸水状況などに範囲や軽重の差異はあったものの、かなりの緊張感を持った対応が求められていた。

とりわけ福島第二原発の状況は、当時の関係者が「福島第一原発の状況を見やる余裕がなかった」と語るほど、切羽詰まった状況だった。そのような厳しい状況下においては、適切で迅速な状況判断が重要だったことは言うまでもないが、そのような判断を実行に移すための資機材と豊富な人材の確保も等しく重要な要素であった。

<sup>1</sup> 甲 A 1 号証国会事故調査報告書の WEB 版では 193 頁

このように確認されたのは、国会に当時の東京電力社長清水正孝氏が参考人として招致された際の同人の以下のような述懐があったからである(甲A442号証・401頁)。

今回の私どもの一つの教訓だと思いますが、重要免震棟、発電所の緊急対策室、あれはご案内のとおり、中越沖地震によって柏崎刈羽が被災したあの教訓を生かして実は福島第一、第二にも造ったものでございます。あそこはまさに緊急対策室としての機能を果たしているわけです。外は非常に放射線が高くてもですね。これは一つの、もしあれがなかったらと思いますとぞっとするくらいのことでございますが、それ以上に今のシェルターといいますか、そこまでの考え方というのはこれからの安全対策として検討の余地はあるかなと思います、ちょっとこれはもう少し考え方を整理してというところだろうと思います。

上記のとおり、免震重要棟の設置が求められたのは、地震はもとより、それ以外の条件、「電源系統や最終ヒートシンクの損壊状況、敷地内及び建屋内への浸水状況など」が過酷事故(シビアアクシデント)への対処に極めて大きな影響を与えることが確認されたからである。

そして、原子力基本法の改正によって、「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ」ることが基本方針とされ(2条2項)、これを前提に原子炉等規制法においても、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出される(中略)災害を防止」することを目的として(1条)、事業者に対し、シビアアクシデント対策を講じるよう義務づけることを明確にしている(43条の3の6など)。

このような法改正に至る経緯、法の目的などからすれば、これら法の下にある省令である設置許可基準規則が、あえて中央制御室とは別にそれと同等の機能を有する緊急時対策所を設置するよう求めたのは、基準地震動を含む設計基準事象を超えるような事象が生じた場合でも、事故対応の拠点として確実に機能しなければならないと考えられたからにほかならない。

したがって、債権者らの主張は独自の解釈などではなく、立法の経緯を踏まえた法の趣旨、目的に基づくごく当然の合理的解釈に過ぎないのであって、この点についての債務者の主張が誤っていることは明らかである。

## 2 耐震安全性を追求しても意味がないこと

以上の点から明らかであるが、債権者ら補充書面 25 でも述べたように、緊急時対策所において、どれほど耐震安全性を追求しても、設計基準を超える条件においても、確実に機能することが担保されなければならないのであるから、耐震安全性のみを追求することには意味がない。

この点について、安易に債務者の姿勢を追認した原子力規制委員会の審査もまた、上記の法の趣旨、目的を忘れ、再稼働推進のためにする審査しかしていないというべきである。

したがって、到底、原子力規制法令が要求している「災害が万が一にも起こらないような対策」を講じている状況とは言えないから、債務者による本件原発の再稼働は債権者らの人格権を侵害する危険性がある。

以上